

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	事故時の応急の措置命令				
根拠法令・条項	下水道法 第12条の9第2項				
所 管 課	下水道施設部	下水道水質管理課			
処 分 基 準  （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">・設 定</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">・設定できない</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">・基準を公開できない</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">特定事業場から、人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質又は油を含む下水が排出され、公共下水道に流入する事故が発生したときは、直ちに、当該下水の排出を防止するための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び措置の概要を管理者に届け出なければならないが、この応急の措置を講じていないと認めるとき。</p>		・設 定	・設定できない	・基準を公開できない
・設 定	・設定できない	・基準を公開できない			
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・弁 明</span>			
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続をとることができないとき」に該当するため、手続を省略する。			
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項				